

協会けんぽでの保険申請方法

申請手続きに必要なもの

- ① 治療用装具製作指示装着証明書
- ② 装具の領収明細書
- ③ 療養費支給申請書

※全国協会健康保険協会からも申請書はダウンロードできます。(予告なく内容変更あり)

※このほか、必要に応じて次の書類を添付してください

◆第三者の行為による負傷 の場合	→	「第三者行為による傷病届」 ※詳しくは協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください
◆被保険者が亡くなられ、 相続人が請求する場合	→	被保険者と続柄がわかるもの ※「戸籍謄本」等

上記の書類を揃えて

全国健康保険協会支部へ送付または
勤務先の保険係へ提出してください。

※弊社からの代理請求は行っておりません。ご本人様又は代理の方より請求してください。

※払い戻しの申請をした後に、保険の審査の上で定められた給付率で支払決定されます。

また不支給決定となる場合もございます。

※各種医療費助成制度・確定申告・高額療養費制度を利用される場合、上記に記載されている①と②のコピーが必要です。

近畿義肢製作所

◇受付時間 <月～金>8:30～17:00
<土> 8:30～12:00

※日曜・祝日は営業いたしておりません

<本社> 神戸市西区伊川谷町有瀬 990-1
TEL:078-974-2412

<大阪営業所> 堺市堺区東雲西町 4丁 2-19
TEL:072-238-3818